

芦屋市議会
議長 中島 健一 様

芦屋市長 伊藤 舞

再議請求について

令和2年第7回芦屋市議会定例会において、本日修正可決された「第76号議案 令和2年度芦屋市一般会計補正予算（第8号）」及び「第77号議案 令和2年度芦屋市都市再開発事業特別会計予算」については、次の理由により異議があるため、地方自治法第176条第1項の規定により、再議を求める。

理 由

1 第77号議案 令和2年度芦屋市都市再開発事業特別会計予算について

歳出において芦屋駅南地区再開発事業費を588,599千円、歳入において国庫補助金を73,876千円及び繰入金を514,723千円削減する部分については、以下の点から適切ではないと判断する。

(1) まちづくりについて

県の再開発方針においてJR芦屋駅周辺地区は芦屋市の中心核として計画的な再開発が必要な市街地として定められており、その中でも特にJR芦屋駅南地区は「駅前市街地の再構築」、「駅前住宅地及び商業業務地としての機能充実」、「ターミナルの交通機能の強化」、「防災性の向上」を目標とする再開発を促進すべき地区とされてきた。

事業計画の見直し・新たな事業手法の検討においては、都市計画決定の変更が必要となるが、都市計画制度は国土の均衡ある発展と公共の福祉の増進に寄与するまちづくりの根幹をなすものであり、その決定は、公衆縦覧及び審議会における複数の審議を経てなされるものである。

市としては、これまで、平成28年のJR芦屋駅南地区まちづくり基本計画の策定、平成29年の都市計画決定、平成30年の事業計画決定など、その都度、議会には説明を行い、平成30年6月には、「阪神間都市計画事業（芦屋国際文化住宅都市建設事業）第二種市街地再開発事業の施行に関する条例」の制定についても全会一致で可決いただいたところである。この段階で計画を白紙にする議会の今般の議決は、今まで議会と行政で積み上げてきたものを自ら否定するものであり、市民はもとより、国・県に対して説明が

つくものでない。

(2) 市民への影響について

J R 芦屋駅南地区第二種市街地再開発事業の主要な目的は交通課題の解決である。当該地区においては、違法駐車、歩行者による乱横断等が頻発しており、歩行者の安全性を確保できておらず、利便性も極めて低い状況となっている。

これまで数次にわたる議決事件により手続きを経て説明してきたとおり、当該地区において交通課題を解決できる実現可能な手法が再開発事業である。

今回の修正案は、課題解決につながらない事務執行を求めるもので、結果として駅前及び駅周辺の整備を含むまちづくりの中止に等しく、多くの市民及び国・県の期待と信頼を裏切ることとなる。

(3) 地権者のかたへの影響について

修正可決された予算では、事業計画の見直しと新たな事業手法の検討が求められており、平成10年から20年以上続けてきた話し合いの経過を全て反故にすることとなり、市の信頼を大きく損なうこととなる。

市は地権者との勉強会から始め、事業手法を検討してきた結果として再開発を選択しており、まちづくりの目的を達成出来る手法でない限り、検討の必要性が認められない。

本事業は平成13年にも一度凍結していることが合意形成に大きな影響を残している。再び事業手法が変更となった場合、再開発事業のみならず本市の他事業における継続性・信用性を損なうこととなる。

また、これまで長きにわたって土地利用の制約を受けていた地権者のかたなどからの訴訟を含む協議についても、対応が必要となる。

(4) 国・県との関係について

再開発事業に係る令和2年度分の国庫補助金については、既に内示額全額の執行は困難となっているため、不用額が出ないよう他市町への流用も含め国・県との協議を行っているところである。

今般、事業計画の見直しと新たな事業手法の検討を行うこととなれば協議の前提が崩れることとなる。加えて、平成30年に事業認可を受け、2年も経たず都市計画を変更することは前例を見ず、本市のまちづくりの継続性、事業執行能力において国・県からの信用は失われる。

(5) 補助金の返還について

事業計画の見直しと新たな事業手法の検討を行うこととなれば、その時点において、これまで受け入れた国費であっても、その交付されるべき根拠を失うことになるため「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」に基づき

返還手続きを進めることとなる。

(6) 西日本旅客鉄道株式会社との関係について

西日本旅客鉄道株式会社（以下「JR西日本」という。）と締結している基本合意書及び協定書については、現在の再開発事業計画を前提とした内容となっている。JR西日本においても、これに基づき環境の向上、賑わいの創出等を見込んで投資を行い、現在も工事を進めているところである。

JR西日本との協定で定めた本市負担額についても、見込んでいた国費が市費負担となることに加え、再開発事業が中止となれば、JR西日本の損失に対する市の対応も含めた協議が必要となる。

以上のように、提案者から客観的かつ合理的な変更理由に基づきまちづくりの目的が達成できる具体的な事業手法が示され、それが関係者及び関係機関のご理解を得られるものであることが前提となることから、市による事業計画の見直しと新たな事業手法の検討は不可能である。今後のJR芦屋駅南地区のまちづくりは困難となるばかりか、市と市民の損失は増大の一途をたどることになる。

2 第76号議案 令和2年度芦屋市一般会計補正予算（第8号）について

上記1と同様の理由により、歳出において芦屋市都市再開発事業特別会計への繰出金を514,723千円削減し、歳入において基金繰入金を514,723千円削減する部分についても適切でない判断するものである。

以 上